

令和7年2月26日招集

秩父市議会定例会議案

目 次

議案第 1 号	専決処分について（令和6年度秩父市一般会計補正予算（第6回））	1
議案第 2 号	工事請負契約の締結について	1 4
議案第 3 号	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例	1 5
議案第 4 号	秩父市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例及び秩父市職員の 育児休業等に関する条例の一部を改正する条例	1 8
議案第 5 号	秩父市一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	2 0
議案第 6 号	秩父市技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を 改正する条例	3 0
議案第 7 号	秩父市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例	3 1
議案第 8 号	秩父市会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例	3 2
議案第 9 号	秩父市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例及び秩父市非常勤 消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例	3 4
議案第 1 0 号	秩父市税条例の一部を改正する条例	3 5
議案第 1 1 号	秩父市印鑑条例の一部を改正する条例	3 7
議案第 1 2 号	秩父市子ども医療費支給に関する条例の一部を改正する条例	3 9
議案第 1 3 号	秩父市下水道条例の一部を改正する条例	4 0
議案第 1 4 号	秩父市地場産業センター条例の一部を改正する条例	4 1
議案第 1 5 号	秩父市手数料徴収条例の一部を改正する条例	4 2
議案第 1 6 号	秩父市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例	7 2
議案第 1 7 号	令和6年度秩父市一般会計補正予算（第7回）	7 4
議案第 1 8 号	令和6年度秩父市国民健康保険特別会計補正予算（第4回）	8 6

議案第19号	令和6年度秩父市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2回）	89
議案第20号	令和6年度秩父市介護保険特別会計補正予算（第4回）	92
議案第21号	令和6年度秩父市駐車場事業特別会計補正予算（第2回）	95
議案第22号	令和6年度秩父市立病院事業会計補正予算（第4回）	98
議案第23号	令和6年度秩父市下水道事業会計補正予算（第4回）	99
議案第24号	令和7年度秩父市一般会計予算	102
議案第25号	令和7年度秩父市国民健康保険特別会計予算	103
議案第26号	令和7年度秩父市後期高齢者医療特別会計予算	104
議案第27号	令和7年度秩父市介護保険特別会計予算	105
議案第28号	令和7年度秩父市公設地方卸売市場特別会計予算	106
議案第29号	令和7年度秩父市駐車場事業特別会計予算	107
議案第30号	令和7年度秩父市立病院事業会計予算	108
議案第31号	令和7年度秩父市下水道事業会計予算	109

議案第 1 号

専決処分について

令和 6 年度秩父市一般会計補正予算（第 6 回）については、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定に基づき、別紙専決処分書のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、議会の承認を求める。

令和 7 年 2 月 26 日提出

秩 父 市 長 北 堀 篤

専決処分書

令和6年度秩父市一般会計補正予算（第6回）については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和7年1月7日

秩 父 市 長 北 堀 篤

令和6年度秩父市一般会計補正予算（第6回）

令和6年度秩父市一般会計補正予算（第6回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ72,471千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ32,913,083千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		4,694,831	72,471	4,767,302
	2 国庫補助金	1,288,964	72,471	1,361,435
歳入合計		32,840,612	72,471	32,913,083

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 民生費		12,141,310	72,471	12,213,781
	1 社会福祉費	6,124,572	72,471	6,197,043
歳 出	合 計	32,840,612	72,471	32,913,083

余 白

(歳 出)

款	補正前の額	補 正 額	計
3 民生費	12,141,310	72,471	12,213,781
歳 出 合 計	32,840,612	72,471	32,913,083

2 歳 入

(款) 15 国庫支出金
(項) 2 国庫補助金

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計
15		国庫支出金	4,694,831	72,471	4,767,302
	2	国庫補助金	1,288,964	72,471	1,361,435
		2 民生費国庫補助金	386,076	72,471	458,547

(一般会計)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
1 社会福祉費 補助金	72,471	・ 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金	72,471

3 歳 出

(款) 3 民生費
(項) 1 社会福祉費

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳					
				特 定 財 源					
				国県支出金	地 方 債	そ の 他			
3			民生費	12,141,310	72,471	12,213,781	72,471		
	1		社会福祉費	6,124,572	72,471	6,197,043	72,471		
		1	社会福祉総務費	525,935	72,471	598,406	72,471		(国) 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金 72,471

(一般会計)

(単位：千円)

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
	11 役 務 費	1,244	○ 物価高騰対応給付金支給事業（低所得者支援分）＜社会福祉課＞ 72,471
	12 委 託 料	4,727	
	19 扶 助 費	66,500	
			11 役務費 1,244
			通信運搬費 392
			手数料 852
			12 委託料 4,727
			電算処理委託料 4,727
			19 扶助費 66,500
			物価高騰対応給付金 66,500

議案第2号

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結することについて議決を求める。

工 事 名 大田中学校校舎大規模改造工事（ゼロ債務）
施工箇所 秩父市太田1661番地
請負金額 金316,800,000円
請負業者 秩父市宮側町14番16号
守屋八潮建設株式会社
代表取締役 山口浩人

令和7年2月26日提出

秩 父 市 長 北 堀 篤

提案理由

大田中学校校舎大規模改造工事（ゼロ債務）の請負契約を締結したいので、秩父市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年秩父市条例第61号）第2条の規定により提出する。

議案第3号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(秩父市職員及び特例臨時職員の分限の手續及び効果に関する条例の一部改正)

第1条 秩父市職員及び特例臨時職員の分限の手續及び効果に関する条例(平成17年秩父市条例第37号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「禁錮の刑」を「拘禁刑」に改める。

(秩父市長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第2条 秩父市長等の給与及び旅費に関する条例(平成17年秩父市条例第52号)の一部を次のように改正する。

第5条の2第3号及び第4号並びに第5条の3第1項第1号及び第3項第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(秩父市一般職職員の給与に関する条例の一部改正)

第3条 秩父市一般職職員の給与に関する条例(平成17年秩父市条例第55号)の一部を次のように改正する。

第16条の4第3号及び第4号並びに第16条の5第1項第1号及び第3項第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(秩父市公設地方卸売市場条例の一部改正)

第4条 秩父市公設地方卸売市場条例(平成17年秩父市条例第215号)の一部を次のように改正する。

第9条第3項第2号中「禁錮刑」を「拘禁刑」に改める。

第22条第2項第2号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(秩父市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正)

第5条 秩父市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例(平成17年秩父市条例第257号)の一部を次のように改正する。

第4条第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(秩父市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正)

第6条 秩父市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例(平成17年秩父市条例第258号)の一部を次のように改正する。

第6条第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(秩父市土砂等の堆積の規制に関する条例の一部改正)

第7条 秩父市土砂等の堆積の規制に関する条例(平成18年秩父市条例第50号)の一部を次のように改正する。

第25条第1項及び第2項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(秩父市行政不服審査会条例の一部改正)

第8条 秩父市行政不服審査会条例(平成28年秩父市条例第4号)の一部を次のように改正する。

第12条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(秩父市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正)

第9条 秩父市情報公開・個人情報保護審査会条例(平成28年秩父市条例第5号)の一部を次のように改正する。

第19条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(秩父市個人情報保護法施行条例の一部改正)

第10条 秩父市個人情報保護法施行条例(令和5年秩父市条例第10号)の一部を次のように改正する。

附則第5項及び第6項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年6月1日から施行する。

(罰則の適用等に関する経過措置)

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

3 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律(令和4年法律第67号。以下「刑法等一部改正法」という。)第2条の規定による改正前の刑法(明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。)第12条に規定する懲役(以下「懲役」という。)(有期のものに限る。以下この項において同じ。)、旧刑法第13条に規定する禁錮(以下「禁錮」という。)(有期のものに限る。以下この項において同じ。)又は旧刑法第16条に規定する拘留(以下「旧拘留」という。)が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。

(人の資格に関する経過措置)

4 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無

期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

(秩父市長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 5 刑法等一部改正法及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和4年法律第68号）並びにこの条例（以下これらを「刑法等一部改正法等」という。）の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第2条の規定による改正後の秩父市長等の給与及び旅費に関する条例第5条の3第1項第1号及び第3項第3号の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

(秩父市一般職職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 6 刑法等一部改正法等の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第3条の規定による改正後の秩父市一般職職員の給与に関する条例第16条の5第1項第1号及び第3項第3号の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

令和7年2月26日提出

秩 父 市 長 北 堀 篤

提案理由

刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）の施行により、懲役及び禁錮が廃止され、拘禁刑が創設されることに伴い、当該罰則を規定する条例について、所要の改正を行いたいため。

議案第4号

秩父市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例及び秩父市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

(秩父市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正)

第1条 秩父市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(平成17年秩父市条例第42号)の一部を次のように改正する。

第8条の4第2項中「3歳に満たない子」を「小学校就学の始期に達するまでの子」に改め、同条第4項中「第2項中「3歳に満たない子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、」を「並びに第2項」に改める。

第14条第2項第16号中「看護」を「看護等」に、「又は疾病」を「、疾病」に、「を行う」を「若しくは学校保健安全法(昭和33年法律第56号)第20条の規定による学校の休業その他これに準ずるものとして規則で定める事由に伴う子の世話をを行うこと又はその子の教育若しくは保育に係る行事のうち規則で定めるものへの参加をする」に改める。

第15条第1項中「規則で定める者」の次に「(第18条の2第1項において「配偶者等」という。)」を加える。

第18条の次に次の2条を加える。

(配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等)

第18条の2 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置(以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。)その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出(次条において「請求等」という。)に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度(4月1日から翌年の3月31日までをいう。)において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

(勤務環境の整備に関する措置)

第18条の3 任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施
- (2) 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備
- (3) その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

(秩父市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第2条 秩父市職員の育児休業等に関する条例（平成17年秩父市条例第43号）の一部を次のように改正する。

第21条第3項中「第61条第32項において読み替えて準用する同条第29項」を「第61条の2第20項」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の日を時間外勤務制限開始日とする第1条の規定による改正後の秩父市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第8条の4第2項の規定による請求（3歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育するために行うものに限る。）を行おうとする職員は、施行日前においても、市長の定めるところにより、当該請求を行うことができる。

令和7年2月26日提出

秩 父 市 長 北 堀 篤

提案理由

仕事と生活の両立支援に向けた民間労働法制の施行に合わせ、仕事と育児・介護を両立できる職場環境整備について、所要の改正を行いたいため。

議案第5号

秩父市一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

秩父市一般職職員の給与に関する条例（平成17年秩父市条例第55号）の一部を次のように改正する。

第2条中「扶養手当」の次に「、地域手当」を、「宿日直手当」の次に「、管理職員特別勤務手当」を加える。

第4条中第10項を第11項とし、第7項から第9項までを1項ずつ繰り下げ、第6項の次に次の1項を加える。

7 行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるものの第4項の規定による昇給は、前2項の規定にかかわらず、同項に規定する期間における当該職員の勤務成績が極めて良好又は特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて規則で定める基準に従い決定するものとする。

第6条の次に次の1条を加える。

（給料の調整額）

第6条の2 市長は、第3条に規定する給料表の額が同一級の職に通常含まれている労働の困難又は危険の度に比して著しい困難又は危険を含む職務に係る職に対して適当でないとき、その特殊性に基づいて、給料表に掲げられている給料額につき適正な調整額を定めることができる。ただし、その特殊性を考慮して給料表の級に格付した場合においては、その給料月額を本条の規定によって調整することはできない。

2 前項の規定による給料の調整額は、その調整前における給料月額の100分の25を超えてはならない。

第7条第1項中「ものにある職員」の次に「（以下「指定管理職員」という。）」を加え、同条第2項中「同項に規定する職員」を「指定管理職員」に改める。

第8条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「（扶養手当）」を付し、同条第2項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り上げ、同条第3項中「及び第3号から第6号」を「に該当する扶養親族（次項において「扶養親族たる子」という。）については1人につき1万3,000円、同項第2号から第5号」に改め、「（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）」、「（以下「行8級職員等」という。）」及び「、同項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき1万円」を削り、同条第4項中「（以下「特定期間」という。）」を削り、「特定期間に」を

「当該期間に」に改め、同条に次の1項を加える。

- 5 前各項に規定するもののほか、扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定その他の扶養手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

第9条を次のように改める。

(地域手当)

第9条 給料表の適用を受ける職員に地域手当を支給する。

- 2 地域手当の月額、給料、初任給調整手当、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に100分の4を乗じて得た額とする。

- 3 地域手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

第15条中「月額」の次に「及びこれに対する地域手当の月額の合計額」を加える。

第16条の2を第16条の2の2とし、第16条の次に次の1条を加える。

(管理職員特別勤務手当)

第16条の2 指定管理職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等(次項において「週休日等」という。)に勤務をした場合は、当該指定管理職員には、管理職員特別勤務手当を支給することができる。

- 2 前項に規定する場合のほか、指定管理職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により午後10時から翌日の午前5時までの間(週休日等に含まれる時間を除く。)であって正規の勤務時間以外の時間に勤務をした場合は、当該指定管理職員には、管理職員特別勤務手当を支給することができる。

- 3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額(前2項に規定する勤務に従事する時間を考慮して規則で定める勤務をした職員にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額)とする。

(1) 第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき、1万2,000円を超えない範囲内において規則で定める額

(2) 前項に規定する場合 同項の勤務1回につき、6,000円を超えない範囲内において規則で定める額

- 4 前3項に定めるもののほか、管理職特別勤務手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

第16条の3第4項中「月額」の次に「並びにこれらに対する地域手当の月額」を加え、同条第5項中「月額」の次に「及びこれに対する地域手当の月額の合計額」を加える。

第16条の6第2項第1号及び第3項中「月額」の次に「及びこれに対する地域

手当の月額合計額」を加える。

第16条の8中「第10項」を「第11項」に、「及び第8条から第9条の2まで」を「、第7条の2及び第8条」に改める。

第16条の9中「から第9条の2まで」を「、第8条及び第9条の2」に改める。

第17条第2項から第4項までの規定中「扶養手当」の次に「、地域手当」を加える。

別表第1を別記のように改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(号給の切替え)

2 令和7年4月1日(以下「切替日」という。)の前日において秩父市一般職の職員の給与に関する条例(以下「給与条例」という。)別表第1の給料表の適用を受けていた職員であって同日においてその者が属していた職務の級が附則別表に掲げられている職務の級であったものの切替日における号給(次項及び同表において「新号給」という。)は、切替日の前日においてその者が属していた職務の級及び同日においてその者が受けていた号給(同表において「旧号給」という。)に応じて同表に定める号給とする。

(切替日前の異動者の号給の調整)

3 切替日前に職務の級を異にする異動をした職員及び市長の定めるこれに準ずるものをした職員の新号給については、その者が切替日において当該異動又は当該準ずるものとしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、市長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(令和8年3月31日までの間における扶養手当に関する経過措置)

4 切替日から令和8年3月31日までの間におけるこの条例による改正後の秩父市一般職職員の給与に関する条例(以下「改正後の条例」という。)第8条の規定の適用については、同条第1項中「支給する。」とあるのは「支給する。ただし、次項第6号に該当する扶養親族に係る扶養手当は、行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして規則で定める職員(以下「行8級職員等」という。)に対しては、支給しない。」と、同条第2項中「(5) 重度心身障害者」とあるのは

「(5) 重度心身障害者

(6) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）と、同条第3項中「1万3,000円」とあるのは「1万1,500円」と、「行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして規則で定める職員」とあるのは「行8級職員等」と、「とする」とあるのは「、前項第6号に該当する扶養親族については3,000円とする」とする。

（令和9年3月31日までの間における地域手当に関する経過措置）

5 切替日から令和9年3月31日までの間における地域手当の月額、改正後の条例第9条第2項の規定にかかわらず、給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に、次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1) 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで 100分の2

(2) 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで 100分の3

（秩父市職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

6 秩父市職員の育児休業等に関する条例（平成17年秩父市条例第43号）の一部を次のように改正する。

第18条の表第16条の8の項中「第7条の2から第9条の2まで」を「、第7条の2及び第8条」に、「第8条から第9条の2まで」を「及び第8条」に改める。

（委任）

7 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、規則で定める。

附則別表（附則第2項関係）

行政職給料表の適用を受ける職員

旧号給	新号給						
	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
1	1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1	1
6	2	1	1	1	1	1	1
7	3	1	1	1	1	1	1

8	4	1	1	1	1	1	1
9	5	1	1	1	1	1	1
10	6	2	2	2	1	1	1
11	7	3	3	3	1	1	1
12	8	4	4	4	1	1	1
13	9	5	5	5	1	1	1
14	10	6	6	6	2	1	1
15	11	7	7	7	3	1	1
16	12	8	8	8	4	1	1
17	13	9	9	9	5	1	1
18	14	10	10	10	6	2	1
19	15	11	11	11	7	3	1
20	16	12	12	12	8	4	1
21	17	13	13	13	9	5	1
22	18	14	14	14	10	6	1
23	19	15	15	15	11	7	1
24	20	16	16	16	12	8	2
25	21	17	17	17	13	9	2
26	22	18	18	18	14	10	2
27	23	19	19	19	15	11	2
28	24	20	20	20	16	12	3
29	25	21	21	21	17	13	3
30	26	22	22	22	18	14	3
31	27	23	23	23	19	15	3
32	28	24	24	24	20	16	3
33	29	25	25	25	21	17	3
34	30	26	26	26	22	18	4
35	31	27	27	27	23	19	4
36	32	28	28	28	24	20	4
37	33	29	29	29	25	21	4
38	34	30	30	30	26	22	4
39	35	31	31	31	27	23	4

4 0	3 6	3 2	3 2	3 2	2 8	2 4	4
4 1	3 7	3 3	3 3	3 3	2 9	2 5	4
4 2	3 8	3 4	3 4	3 4	3 0	2 6	5
4 3	3 9	3 5	3 5	3 5	3 1	2 7	5
4 4	4 0	3 6	3 6	3 6	3 2	2 8	5
4 5	4 1	3 7	3 7	3 7	3 3	2 9	5
4 6	4 2	3 8	3 8	3 8	3 4	3 0	
4 7	4 3	3 9	3 9	3 9	3 5	3 1	
4 8	4 4	4 0	4 0	4 0	3 6	3 2	
4 9	4 5	4 1	4 1	4 1	3 7	3 3	
5 0	4 6	4 2	4 2	4 2	3 8	3 4	
5 1	4 7	4 3	4 3	4 3	3 9	3 5	
5 2	4 8	4 4	4 4	4 4	4 0	3 6	
5 3	4 9	4 5	4 5	4 5	4 1	3 7	
5 4	5 0	4 6	4 6	4 6	4 2	3 8	
5 5	5 1	4 7	4 7	4 7	4 3	3 9	
5 6	5 2	4 8	4 8	4 8	4 4	4 0	
5 7	5 3	4 9	4 9	4 9	4 5	4 1	
5 8	5 4	5 0	5 0	5 0	4 6	4 2	
5 9	5 5	5 1	5 1	5 1	4 7	4 3	
6 0	5 6	5 2	5 2	5 2	4 8	4 4	
6 1	5 7	5 3	5 3	5 3	4 9	4 5	
6 2	5 8	5 4	5 4	5 4	5 0		
6 3	5 9	5 5	5 5	5 5	5 1		
6 4	6 0	5 6	5 6	5 6	5 2		
6 5	6 1	5 7	5 7	5 7	5 3		
6 6	6 2	5 8	5 8	5 8	5 4		
6 7	6 3	5 9	5 9	5 9	5 5		
6 8	6 4	6 0	6 0	6 0	5 6		
6 9	6 5	6 1	6 1	6 1	5 7		
7 0	6 6	6 2	6 2	6 2	5 8		
7 1	6 7	6 3	6 3	6 3	5 9		

7 2	6 8	6 4	6 4	6 4	6 0		
7 3	6 9	6 5	6 5	6 5	6 1		
7 4	7 0	6 6	6 6	6 6	6 2		
7 5	7 1	6 7	6 7	6 7	6 3		
7 6	7 2	6 8	6 8	6 8	6 4		
7 7	7 3	6 9	6 9	6 9	6 5		
7 8	7 4	7 0	7 0	7 0	6 6		
7 9	7 5	7 1	7 1	7 1	6 7		
8 0	7 6	7 2	7 2	7 2	6 8		
8 1	7 7	7 3	7 3	7 3	6 9		
8 2	7 8	7 4	7 4	7 4	7 0		
8 3	7 9	7 5	7 5	7 5	7 1		
8 4	8 0	7 6	7 6	7 6	7 2		
8 5	8 1	7 7	7 7	7 7	7 3		
8 6	8 2	7 8	7 8	7 8			
8 7	8 3	7 9	7 9	7 9			
8 8	8 4	8 0	8 0	8 0			
8 9	8 5	8 1	8 1	8 1			
9 0	8 6	8 2	8 2	8 2			
9 1	8 7	8 3	8 3	8 3			
9 2	8 8	8 4	8 4	8 4			
9 3	8 9	8 5	8 5	8 5			
9 4	9 0	8 6					
9 5	9 1	8 7					
9 6	9 2	8 8					
9 7	9 3	8 9					
9 8	9 4	9 0					
9 9	9 5	9 1					
1 0 0	9 6	9 2					
1 0 1	9 7	9 3					
1 0 2	9 8	9 4					
1 0 3	9 9	9 5					

104	100	96					
105	101	97					
106	102	98					
107	103	99					
108	104	100					
109	105	101					
110	106	102					
111	107	103					
112	108	104					
113	109	105					
114	110	106					
115	111	107					
116	112	108					
117	113	109					
118	114						
119	115						
120	116						
121	117						
122	118						
123	119						
124	120						
125	121						
126	122						
127	123						
128	124						
129	125						

令和7年2月26日提出

秩父市長 北堀 篤

提案理由

埼玉県人事委員会勧告に準じ、一般職職員の給与について改定を行いたいため。

別表第1 (第3条関係)

行政職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		給料月額							
		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	183,500	230,000	265,300	298,800	321,300	355,200	408,300	458,300
	2	184,600	231,500	266,300	300,300	323,100	356,900	410,200	463,800
	3	185,800	233,000	267,300	301,800	324,900	358,500	412,100	468,800
	4	186,900	234,500	268,300	303,200	326,600	360,100	413,900	473,500
	5	188,000	236,000	269,300	304,600	328,300	361,700	415,700	477,500
	6	189,700	237,500	270,300	305,700	330,000	363,500	417,500	481,000
	7	191,300	239,000	271,300	306,700	331,700	365,000	419,300	484,000
	8	192,900	240,500	272,300	307,900	333,400	366,600	421,100	486,500
	9	194,500	242,000	273,300	309,100	335,000	368,000	422,700	488,500
	10	196,200	243,400	274,300	310,700	336,700	369,600	424,200	
	11	197,800	244,800	275,300	312,300	338,400	371,200	425,700	
	12	199,400	246,200	276,400	313,900	340,000	372,700	427,200	
	13	201,000	247,400	277,400	315,400	341,500	374,600	428,700	
	14	202,700	248,600	278,700	317,000	343,100	376,500	430,000	
	15	204,400	249,800	280,000	318,600	344,700	378,400	431,300	
	16	206,100	251,000	281,200	320,200	346,200	380,200	432,500	
	17	207,400	252,100	282,500	321,700	347,600	381,700	433,700	
	18	209,000	253,200	283,800	323,400	349,300	383,500	435,000	
	19	210,600	254,300	285,000	325,000	350,900	385,200	436,300	
	20	212,100	255,400	286,200	326,600	352,500	386,800	437,500	
	21	213,600	256,400	287,300	328,000	353,700	388,500	438,700	
	22	215,200	257,400	288,500	329,700	355,200	389,900	439,500	
	23	216,800	258,400	289,800	331,400	356,700	391,300	440,300	
	24	218,400	259,400	291,100	333,000	358,200	392,700	441,100	
	25	220,000	260,400	292,400	334,200	359,900	394,100	441,700	
	26	221,700	261,300	293,400	336,100	361,700	395,300	442,300	
	27	223,000	262,200	294,400	337,800	363,400	396,500	442,900	
	28	224,300	263,100	295,500	339,400	365,100	397,500	443,500	
	29	225,600	263,900	296,600	340,900	366,500	398,600	444,200	
	30	226,700	264,700	297,800	342,500	367,800	399,800	445,000	
	31	227,800	265,500	298,900	344,100	369,000	400,900	445,400	
	32	228,900	266,300	300,100	345,700	370,400	402,000	446,100	
	33	230,000	267,000	301,300	347,400	371,500	402,700	446,600	
	34	231,100	267,800	302,600	349,200	372,400	403,400	447,000	
	35	232,200	268,600	303,900	351,000	373,400	404,100	447,400	
	36	233,300	269,300	305,200	352,800	374,500	404,800	447,800	
	37	234,400	270,000	306,500	354,300	375,300	405,400	448,200	
	38	235,400	270,800	307,800	355,700	376,200	406,000	448,600	
	39	236,400	271,600	309,100	357,100	377,100	406,500	449,000	
	40	237,300	272,300	310,400	358,500	377,900	406,900	449,300	
	41	238,200	273,000	311,700	360,000	378,700	407,300	449,600	
	42	239,100	273,800	313,000	360,800	379,500	407,500	450,000	
	43	239,900	274,600	314,300	361,800	380,300	407,800	450,300	
	44	240,700	275,300	315,400	362,800	381,000	408,100	450,600	
	45	241,400	276,000	316,300	363,700	381,700	408,400	450,900	
	46	242,000	276,700	317,600	364,800	382,400	408,700		
	47	242,600	277,400	318,900	365,700	383,100	409,000		
	48	243,200	278,100	320,200	366,700	383,800	409,300		
	49	243,800	278,800	321,400	367,600	384,300	409,500		
	50	244,400	279,500	322,700	368,300	384,900	409,800		
	51	245,000	280,200	323,900	369,000	385,500	410,100		
	52	245,500	280,900	325,100	369,600	386,200	410,400		
	53	246,000	281,500	326,400	370,000	386,600	410,600		
	54	246,400	282,200	327,500	370,600	387,200	410,900		
	55	246,700	282,800	328,600	371,300	387,800	411,200		
	56	247,000	283,500	329,700	372,000	388,300	411,500		
	57	247,300	284,100	330,400	372,300	388,700	411,700		
	58	247,600	284,800	331,300	373,000	389,300	412,000		
	59	247,900	285,400	332,000	373,700	389,900	412,300		
	60	248,200	286,100	332,800	374,300	390,400	412,500		
	61	248,500	286,700	333,600	374,600	390,800	412,700		
	62	248,800	287,400	334,000	375,100	391,300	413,000		
	63	249,100	288,000	334,600	375,700	391,800	413,300		
	64	249,400	288,500	335,300	376,300	392,400	413,500		
	65	249,700	289,000	336,100	376,600	392,700	413,700		
	66	250,000	289,600	336,800	377,200	393,100	414,000		
	67	250,300	290,100	337,500	377,900	393,500	414,300		
	68	250,600	290,700	338,100	378,500	393,900	414,500		
	69	250,900	291,200	338,600	378,900	394,200	414,700		
	70	251,200	291,700	339,200	379,400	394,500	415,000		
	71	251,500	292,300	339,700	380,000	394,800	415,300		

定年前再
任用
短時間勤務
職員以外の
職員

72	251,800	292,900	340,300	380,500	395,000	415,500		
73	252,100	293,400	340,600	381,000	395,200	415,700		
74	252,400	293,900	341,100	381,600	395,500			
75	252,700	294,300	341,500	382,100	395,800			
76	253,000	294,600	341,900	382,400	396,000			
77	253,300	294,800	342,300	382,800	396,200			
78	253,600	295,100	342,800	383,300	396,500			
79	253,900	295,300	343,300	383,700	396,800			
80	254,200	295,600	343,800	384,100	397,000			
81	254,500	295,800	344,100	384,500	397,200			
82	254,800	296,000	344,500	385,000	397,500			
83	255,100	296,300	344,900	385,400	397,800			
84	255,400	296,500	345,300	385,800	398,000			
85	255,700	296,800	345,600	386,100	398,200			
86	256,000	297,100	346,000					
87	256,300	297,400	346,400					
88	256,600	297,700	346,800					
89	256,900	298,000	347,000					
90	257,200	298,300	347,400					
91	257,500	298,600	347,800					
92	257,800	299,000	348,200					
93	258,100	299,200	348,400					
94		299,400	348,800					
95		299,700	349,200					
96		300,100	349,500					
97		300,300	349,800					
98		300,600	350,200					
99		301,000	350,600					
100		301,400	351,000					
101		301,600	351,500					
102		301,900	351,900					
103		302,200	352,300					
104		302,500	352,700					
105		302,700	353,200					
106		303,000	353,600					
107		303,300	353,900					
108		303,600	354,200					
109		303,800	354,700					
110		304,200						
111		304,600						
112		304,900						
113		305,100						
114		305,300						
115		305,600						
116		306,000						
117		306,200						
118		306,400						
119		306,700						
120		307,000						
121		307,400						
122		307,600						
123		307,900						
124		308,200						
125		308,500						
定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額							
	192,000	219,500	260,000	279,700	294,900	320,600	362,700	396,200

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない職員に適用する。

議案第 6 号

秩父市技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例

秩父市技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例（平成 17 年秩父市条例第 57 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「扶養手当」の次に「、地域手当」を加える。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

令和 7 年 2 月 26 日提出

秩 父 市 長 北 堀 篤

提案理由

埼玉県人事委員会勧告に準じ、技能労務職員の給与について改定を行いたいため。

議案第7号

秩父市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

秩父市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（令和4年秩父市条例第33号）の一部を次のように改正する。

第7条第4項を削り、同条第5項中「及び前項の規定による特定任期付職員業績手当の支給」を削り、同項を同条第4項とする。

第9条第1項中「第9条の2まで」を「第8条まで、第9条の2」に、「、第14条第2項及び第16条の6」を「及び第14条第2項」に改め、同条第2項中「第16条の3第2項」の次に「及び第16条の6第2項第1号」を加え、「「100分の122.5」を「給与条例第16条の3第2項中「100分の125」に、「100分の170」を「100分の95」に、「「100分の127.5」とあるのは「100分の175」を「給与条例第16条の6第2項第1号中「100分の105」とあるのは「100分の87.5」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

令和7年2月26日提出

秩 父 市 長 北 堀 篤

提案理由

埼玉県人事委員会勧告に準じ、特定任期付職員の給与について改定を行いたいため。

議案第 8 号

秩父市会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例

秩父市会計年度任用職員の報酬等に関する条例（令和元年秩父市条例第 2 2 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中第 7 項を第 8 項とし、第 6 項を第 7 項とし、同条第 5 項中「前 4 項」を「前各項」に改め、同項を同条第 6 項とし、同条第 4 項に後段として次のように加える。

この場合において、当該職務の複雑、困難若しくは責任の度又は勤労の強度、勤務時間、勤労環境その他の勤労条件が同じ職種に属する他の職に比して特殊な職に対し、当該報酬の額が適当でないと認めるときは、規則で定める調整額を支給することができる。

第 2 条第 4 項を同条第 5 項とし、同条第 3 項中「額は」を「基本額は」に、「秩父市一般職職員の給与に関する条例（平成 1 7 年秩父市条例第 5 5 号。以下「給与条例」という。）」を「給与条例」に、「に 1 2 を乗じて得た額を、3 8 . 7 5 に 5 2 を乗じて得たものから、その年の 4 月 1 日から翌年の 3 月 3 1 日までの間における秩父市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成 1 7 年秩父市条例第 4 2 号）第 9 条に規定する祝日法による休日及び年末年始の休日（これらの日のうち同条例第 3 条第 1 項に規定する週休日と重なる日を除く。）の日数に 7 . 7 5 を乗じて得たものを減じて得た時間」を「を 1 6 2 . 7 5」に改め、同項を同条第 4 項とし、同条第 2 項の次に次の 1 項を加える。

3 報酬の額は、次項の規定により決定した報酬の基本額、その基本額に秩父市一般職職員の給与に関する条例（平成 1 7 年秩父市条例第 5 5 号。以下「給与条例」という。）第 9 条第 2 項に定める割合を乗じて得た額（その額に 1 円未満の端数を生じたときは、これを四捨五入して得た額）及び第 5 項の規定による調整額の合計額とする。

第 3 条中「前条第 3 項」の次に「及び第 4 項」を加える。

第 6 条第 1 項中「初任給調整手当」の次に「、地域手当」を加え、同条第 3 項中「第 2 条第 4 項」を「第 2 条第 5 項」に改め、同条第 4 項中「初任給調整手当」の次に「、地域手当」を加える。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

令和7年2月26日提出

秩父市長 北堀 篤

提案理由

埼玉県人事委員会勧告に準じ、会計年度任用職員の給与について改定を行いたいため。

議案第9号

秩父市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例及び秩父市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例

(秩父市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正)

第1条 秩父市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例(平成17年秩父市条例第257号)の一部を次のように改正する。

第12条第2項中「191,000円」を「210,000円」に、「138,000円」を「165,000円」に改める。

(秩父市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正)

第2条 秩父市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例(平成17年秩父市条例第258号)の一部を次のように改正する。

別表中	30年以上	を	30年以上35年未満	35年以上	に
	円		円	円	
	979,000		979,000	1,079,000	
	909,000		909,000	1,009,000	
	849,000		849,000	949,000	
	809,000		809,000	909,000	
	734,000		734,000	834,000	
689,000	689,000	789,000			

改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

令和7年2月26日提出

秩 父 市 長 北 堀 篤

提案理由

消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部改正に伴う退職報償金の勤務年数区分の追加及び処遇改善について、所要の改正を行いたいため。

議案第10号

秩父市税条例の一部を改正する条例

秩父市税条例（平成17年秩父市条例第65号）の一部を次のように改正する。

第34条の7第1項中「法第314条の7第1項第1号及び第2号に掲げる寄附金又は所得税法第78条第2項第2号及び第3号に掲げる寄附金（同条第3項及び租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の18の3の規定により特定寄附金とみなされるものを含み、法第314条の7第1項第2号に掲げる寄附金を除く。）のうち、次に掲げるもの」を「次に掲げる寄附金」に、「同項」を「法第314条の7第1項」に改め、同項各号を次のように改める。

(1) 法第314条の7第1項第1号

(2) 法第314条の7第1項第2号

(3) 所得税法第78条第2項第2号から第4号までに掲げる寄附金（前号に掲げる寄附金を除く。）及び租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の18の2第2項に規定する特定非営利活動に関する寄附金のうち、次に掲げるもの

ア 市内に主たる事務所を有する法人に対する寄附金

イ アに掲げるもののほか、市民の福祉の増進に寄与するものとして、規則で定めるところにより、市長が指定した法人又は団体に対する寄附金

第56条中「第64条第4項」を「第152条第5項」に改める。

附則第4条の2を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第34条の7第1項の改正規定及び附則第4条の2を削る改正規定並びに次項の規定は、公益信託に関する法律（令和6年法律第30号）の施行の日の属する年の翌年の1月1日から施行する。

（市民税に関する経過措置）

2 所得税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第8号）附則第3条第1項の規定の適用がある場合における前項ただし書の規定による改正後の秩父市税条例第34条の7第1項（第3号に係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第3号中「寄附金（前号に掲げる寄附金を除く。）及び」とあるのは、「寄附金（所得税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第8号）附則第3条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第1条の規定による改正前

の所得税法第78条第3項の規定により特定寄附金とみなされるものを含み、前号に掲げる寄附金を除く。)及び」とする。

令和7年2月26日提出

秩父市長 北堀 篤

提案理由

地方税法（昭和25年法律第226号）等の一部改正に伴い、公益信託の信託財産とするために支出した当該公益信託に係る信託事務に関連する寄附金について、寄附金税額控除の対象とする規定に改めるほか、所要の改正を行いたいため。

議案第 1 1 号

秩父市印鑑条例の一部を改正する条例

秩父市印鑑条例（平成 1 7 年秩父市条例第 1 4 号）の一部を次のように改正する。

第 2 1 条を第 2 2 条とし、第 1 8 条から第 2 0 条までを 1 条ずつ繰り下げる。

第 1 7 条中「第 1 3 条及び第 1 4 条」を「第 1 4 条及び第 1 5 条」に改め、同条を第 1 8 条とし、第 1 6 条を第 1 7 条とする。

第 1 5 条第 2 号中「印鑑登録証の」を「印鑑登録証又は個人番号カードの」に改め、同条を第 1 6 条とする。

第 1 4 条中「第 1 2 条及び前条」を「第 1 2 条から前条まで」に、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 2 5 年法律第 2 7 号）第 2 条第 7 項に規定する個人番号カード（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成 1 4 年法律第 1 5 3 号。以下「公的個人認証法」という。）第 2 2 条第 1 項に規定する自己に係る個人番号カード利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。）」を「個人番号カード」に改め、同条を第 1 5 条とする。

第 1 3 条第 1 項中「前条」を「第 1 2 条及び前条」に改め、「、印鑑登録証」の次に「（前条の申請があったときは、個人番号カード）」を加え、同条第 2 項中「前条」を「第 1 2 条」に改め、同条を第 1 4 条とする。

第 1 2 条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（印鑑登録証明の申請）」を付し、同条の次に次の 1 条を加える。

第 1 3 条 前条の規定にかかわらず、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 2 5 年法律第 2 7 号）第 2 条第 7 項に規定する個人番号カード（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成 1 4 年法律第 1 5 3 号。以下「公的個人認証法」という。）第 2 2 条第 1 項に規定する自己に係る個人番号カード利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。以下同じ。）の交付を受けた印鑑登録者が印鑑登録証明を受けようとするときは、申請書に個人番号カードを添えて統合端末（公的個人認証サービスの受付窓口端末の機能と住民基本台帳ネットワークシステムのコミュニケーションサーバ端末の機能を搭載した電子計算機をいう。）に当該個人番号カードの暗証番号を入力して申請を行うことができる。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

令和7年2月26日提出

秩父市長 北堀 篤

提案理由

窓口での印鑑登録証明書の交付について個人番号カードでも申請できるよう、所要の改正を行いたいため。

議案第12号

秩父市子ども医療費支給に関する条例の一部を改正する条例

秩父市子ども医療費支給に関する条例（平成17年秩父市条例第151号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「対象となる者」の次に「（以下「受給資格者」という。）」を、「保護者」の次に「のうち主たる生計維持者」を加え、同条第2項に次の1号を加える。

(6) 他の都道府県又は市区町村が実施する制度により、子ども、重度心身障害者又はひとり親家庭等に対する医療費の支給を現に受けている者

第4条中「保護者」を「受給資格者」に改める。

第5条中「対象となる子どもの保護者」を「受給資格者」に改める。

第6条第2項中「受給資格のある対象となる子どもの保護者（以下「受給資格者」という。）」を「受給資格者」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

令和7年2月26日提出

秩 父 市 長 北 堀 篤

提案理由

受給資格者の明確化等、文言整理ほか所要の改正を行いたいため。

議案第13号

秩父市下水道条例の一部を改正する条例

秩父市下水道条例（平成17年秩父市条例第243号）の一部を次のように改正する。

第8条中「が専属する」を「を選任する」に改める。

第11条第1項第10号中「大腸菌群数」を「大腸菌数」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第11条第1項第10号の改正規定は、令和7年4月1日から施行する。

令和7年2月26日提出

秩 父 市 長 北 堀 篤

提案理由

排水設備工事責任技術者の専属の規定の見直し、及び下水道法施行令の一部改正に伴う公共下水道からの放流水の基準の見直しについて、所要の改正を行いたいため。

議案第14号

秩父市地場産業センター条例の一部を改正する条例

秩父市地場産業センター条例（令和4年秩父市条例第24号）の一部を次のように改正する。

別表5階の部に次のように加える。

会議室	午前	2,400円
	午後	3,300円
	夜間	3,800円
	午前・午後	5,400円
	午後・夜間	6,900円
	全日	8,600円
談話室	午前	1,900円
	午後	2,800円
	夜間	3,300円
	午前・午後	4,500円
	午後・夜間	5,800円
	全日	7,300円

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

令和7年2月26日提出

秩 父 市 長 北 堀 篤

提案理由

5階会議室及び談話室について、新たに使用料を徴収したいため。

議案第15号

秩父市手数料徴収条例の一部を改正する条例

秩父市手数料徴収条例（平成17年秩父市条例第70号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項及び第3項を削り、同条第4項中「別表第30号若しくは第31号」を「別表第39号若しくは第40号」に、「同表第34号若しくは第35号」を「同表第43号若しくは第44号」に、「同表第37号若しくは第38号」を「同表第47号若しくは第48号」に、「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に、「同表第10号及び第11号」を「同表第10号及び第12号から第14号まで」に改め、同項を同条第2項とし、同条第5項中「別表第88号」を「別表第97号」に改め、同項を同条第3項とする。

第6条第1項中「別表第10号及び第12号から第14号まで」を「別表第10号、第11号、第13号から第20号まで、第45号、第46号及び第49号」に、「工作物」を「昇降機、工作物」に改め、同条第2項中「別表第10号及び第12号から第14号まで」を「別表第10号、第11号、第13号から第20号まで、第45号、第46号及び第49号」に改め、同条第4項中「別表第10号から第20号まで」を「別表第10号から第35号まで及び第39号から第49号まで」に改め、同条第5項中「別表第54号から第56号まで」を「別表第63号から第65号まで」に改める。

別表第10号から第40号までを次のように改める。

10 建築物に関する確認申請又は計画通知手数料	ア 床面積の合計（市長が別に定める算定方法によって算定したものをいう。以下この号において同じ。）が30平方メートル以内のもの	1件につき8,000円
	イ 床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの	1件につき20,000円
	ウ 床面積の合計が100平方メートルを超えるもの	1件につき34,000円

	方メートルを超え200平方メートル以内のもの	
	エ 床面積の合計が200平方メートルを超え300平方メートル以内のもの	1件につき36,000円
	オ 床面積の合計が300平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	1件につき39,000円
	カ 床面積の合計が500平方メートルを超えるもの	1件につき58,000円
11 昇降機を含む建築物に関する確認申請又は計画通知手数料	ア 昇降機を含む建築物を建築する場合（イからエに掲げる場合を除く。）	前号アからカまでの金額に、昇降機1基ごとに14,000円（小荷物専用昇降機については5,000円）を加算した額
	イ 確認を受けた建築物の計画及び確認を受けた昇降機の計画の変更をして建築物を建築する場合	前号アからカまでの金額に、計画の変更をする昇降機1基ごとに7,000円（小荷物専用昇降機については4,000円）を加算した額
	ウ 確認を受けた建築物のみの計画の変更をして建築物を建築する場合	前号アからカまでの金額
	エ 確認を受けた昇降機のみ計画の変更をして建築物を建築する場合	計画の変更をする昇降機1基ごとに7,000円（小荷物専用昇降機については4,000円）
12 前2号の建築物に係る確認申	ア 構造計算が国土交通大臣の認定を受けたプログラムにより行われるもの	1件につき120,700円

<p>請又は計画通知で、構造計算適合性判定を要する場合、前2号の金額に加算する手数料（ただし、第2条第2項に該当する場合に限る。）</p>	<p>イ ア以外のもの</p>	<p>1件につき174,600円</p>
<p>13 建築物エネルギー消費性能適合性判定を行うことが比較的容易な特定建築行為に関する確認申請又は計画通知手数料（申請に係る特定建築行為を行おうとする一の建築物ごとに右に掲げる区分に</p>	<p>ア 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第2条第1項第1号イ又はロに定める基準に適合するもの（イに掲げるものを除く。）</p>	<p>第10号アからカまでの金額（昇降機を含む建築物については、第11号アからエまでの金額）に、次に定める額を加算した額</p> <p>(1) 一戸建ての住宅</p> <p>(ア) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 14,000円</p> <p>(イ) 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 16,000円</p> <p>(2) 住宅用途を含む建築物の住宅部分</p> <p>(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 27,000円</p> <p>(イ) 床面積の合計が30</p>

応じそれぞれ次に定める額)		0平方メートル以上のもの 43,000円
	イ 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第2条第1項第1号イ又はロに定める基準に適合するもの（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第2項及び第12条第3項の規定によるものに限る。）	第10号アからカまでの金額（昇降機を含む建築物については、第11号アからエまでの金額）に、次に定める額を加算した額 (1) 一戸建ての住宅 (ア) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 7,000円 (イ) 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 8,000円 (2) 住宅用途を含む建築物の住宅部分 (ア) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 13,500円 (イ) 床面積の合計が300平方メートル以上のもの 21,500円
14 昇降機に関する確認申請又は計画通知手数料	ア 昇降機を設置する場合（イに掲げる場合を除く。）	1基ごとに14,000円（小荷物専用昇降機については、5,000円）
	イ 確認を受けた昇降機の計画の変更をして昇降機を設置する場合	1基ごとに7,000円（小荷物専用昇降機については、4,000円）
15 工作物に関する確認	ア 工作物を築造する場合	1の工作物につき12,000円

認申請又は 計画通知手 数料	イ 確認を受けた工作物の計 画を変更して工作物を築造 する場合	1の工作物につき5,000円
16 建築物 に関する完了 検査手数料	ア 床面積の合計（市長が別 に定める算定方法によって 算定したものをいう。以下 この号において同じ。）が 30平方メートル以内のもの	1件につき15,000円
	イ 床面積の合計が30平方 メートルを超え100平方 メートル以内のもの	1件につき24,000円
	ウ 床面積の合計が100平 方メートルを超え200平 方メートル以内のもの	1件につき34,000円
	エ 床面積の合計が200平 方メートルを超え300平 方メートル以内のもの	1件につき37,000円
	オ 床面積の合計が300平 方メートルを超え500平 方メートル以内のもの	1件につき42,000円
	カ 床面積の合計が500平 方メートルを超えるもの	1件につき59,000円
17 昇降機を含む建築物に関する完了検査 手数料		前号アからカまでの金額に1基 ごとに17,000円（小荷物 専用昇降機については、10, 000円）を加算した額
18 要確認 特定建築行	ア 床面積の合計（市長が別 に定める算定方法によって	3,000円

為又は要通知特定建築行為に係る建築物に関する完了検査手数料 (第16号アからカまでの金額(昇降機を含む建築物については前号の金額)に申請に係る特定建築行為を行おうとする一の建築物ごとに右に掲げる額を加算した額)	算定したものをいう。以下この号並びに第45号ア(3)、オ及びカ並びに第46号ア(3)、オ及びカ並びに第49号ア(3)、オ及びカ)が30平方メートル以内のもの	
	イ 床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの	5,000円
	ウ 床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの	6,000円
	エ 床面積の合計が200平方メートルを超え300平方メートル以内のもの	7,000円
	オ 床面積の合計が300平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	8,000円
	カ 床面積の合計が500平方メートルを超えるもの	11,000円
19 昇降機に関する完了検査手数料		昇降機1基ごとに17,000円(小荷物専用昇降機については、10,000円)
20 工作物に関する完了検査手数料		1の工作物につき12,000円
21 検査済証の交付を受ける前における建築物等の仮使用認定申請手数料		1件につき120,000円
22 仮設興行場等建築許可申請手数料		1件につき120,000円

23 総合的 設計による 1団地の建 築物の特例 認定申請手 数料	ア 建築物の数が2であるもの	1件につき78,000円
	イ 建築物の数が3以上であるもの	1件につき78,000円に2を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額
24 既存建 築物を前提 とした総合 的設計によ る建築物の 特例認定申 請手数料	ア 建築物（既存建築物を除く。以下この号において同じ。）の数が1であるもの	1件につき78,000円
	イ 建築物の数が2以上であるもの	1件につき78,000円に1を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額
25 同一敷 地内建築物 以外の建築 物の建築認 定申請手数 料	ア 建築物（同一敷地内建築物を除く。以下この号において同じ。）の数が1であるもの	1件につき78,000円
	イ 建築物の数が2以上であるもの	1件につき78,000円に1を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額
26 複数建築物の認定の取消し申請手数料		1件につき6,400円に現に存する建築物の数に12,000円を乗じて得た額を加算した額
27 1団地の住宅施設に関する都市計画に基よる建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合、建築面積の敷地面積に対する割合、外壁の後退距離又は高さに関する制限		1件につき27,000円

の適用除外に係る認定申請手数料	
28 建築基準法（昭和25年法律第201号）第86条の8第1項の規定による全体計画の認定申請手数料	1件につき27,000円
29 建築基準法第86条の8第3項（同法第87条の2第2項において準用する場合を含む。）の規定による全体計画の変更の認定申請手数料	1件につき27,000円
30 建築基準法第87条の2第1項の規定による用途の変更に伴う工事に係る全体計画の認定申請手数料	1件につき27,000円
31 建築基準法第87条の3第6項の規定による興行場等に用途を変更する建築物の使用許可申請手数料	1件につき120,000円
32 建築基準法第42条第1項第5号及び埼玉県建築基準法施行条例（昭和30年埼玉県条例第37号）第56条の3第1項第5号の規定による道路の位置の指定、変更又は取消しの申請手数料	1件につき50,000円
33 建築基準法第43条第2項第1号の規定による建築物の敷地と道路との関係の建築認定申請手数料	1件につき27,000円
34 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第137条の12第6項の規定による既存建築物の大規模修繕等の認定申請手数料	1件につき27,000円
35 建築基準法施行令第137条の12第7項の規定による既存建築物の大規模修繕等の認定申請手数料	1件につき27,000円

36	建築基準法第12条第8項に規定する 台帳の記載事項を証する書面の交付手数料		1通につき400円	
37	建築基準法第42条第1項第5号又は 埼玉県建築基準法施行条例第56条の3第 1項第5号に規定する道路の位置の指定に 係る図面の写しの交付手数料		1通につき400円	
38	建築基準法第93条の2に規定する建 築計画概要書等の写しの交付手数料		1通につき400円	
39	長期優良住宅の普及の促進に関する法律 第5条第1項から第7項までの規定による長期優良住宅 建築等計画又は長期優良住宅維持 保全計画の認定申請に対する審査 手数料	ア 長期優良住宅 建築等計画に係 る住宅に関する 住宅の品質確保 の促進等に関する法律（平成1 1年法律第81 号）第6条の2 第3項に規定す る確認書若しく は同条第4項に 規定する住宅性 能評価書（いず れも長期優良住 宅の普及の促進 に関する法律第 6条第1項第1 号に掲げる基準 に適合している ものに限る。次 号において同 じ。）又はこれ	一戸建て の住宅	1棟につき、次に掲げる区分に 応じ次に定める額 (1) 新築の場合 8,000円 (2) 増築又は改築の場合 1 3,000円 (3) 建築を伴わない場合 1 3,000円
			共同住宅 等（共同 住宅、長 屋その他 の一戸建 ての住宅 以外の住 宅をい う。以下 この号及 び次号に おいて同 じ。）	1棟につき、次に掲げる区分に 応じ次に定める額 (1) 新築の場合 17,000 円 (2) 増築又は改築の場合 2 5,000円 (3) 建築を伴わない場合 2 5,000円

	らの写しが提出された場合		
	イ ア以外の場合	一戸建ての住宅	1棟につき、次に掲げる区分に応じ次に定める額 (1) 新築の場合 57,000円 (2) 増築又は改築の場合 85,000円 (3) 建築を伴わない場合 85,000円
		共同住宅等	1棟につき、次に掲げる区分に応じ次に定める額 (1) 新築の場合 127,000円 (2) 増築又は改築の場合 194,000円 (3) 建築を伴わない場合 194,000円
40 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第1項の規定による長期優良住宅建築等計画又は長期優良住宅維持保全計画の変更	ア 変更後の長期優良住宅建築等計画に係る住宅に関する住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条の2第3項に規定する確認書若しくは同条第4項に規定する住宅性能評価書又はこれら	一戸建ての住宅	1棟につき、次に掲げる区分に応じ次に定める額 (1) 新築の場合 4,000円 (2) 増築又は改築の場合 6,500円 (3) 建築を伴わない場合 6,500円
		共同住宅等	1棟につき、次に掲げる区分に応じ次に定める額 (1) 新築の場合 8,500円 (2) 増築又は改築の場合 12,500円

の認定申請 に対する審 査手数料	の写しが提出さ れた場合		(3) 建築を伴わない場合 1 2, 500円
	イ ア以外の場合	一戸建て の住宅	1棟につき、次に掲げる区分に 応じ次に定める額 (1) 新築の場合 28, 500 円 (2) 増築又は改築の場合 4 2, 500円 (3) 建築を伴わない場合 4 2, 500円
		共同住宅 等	1棟につき、次に掲げる区分に 応じ次に定める額 (1) 新築の場合 63, 500 円 (2) 増築又は改築の場合 9 7, 000円 (3) 建築を伴わない場合 9 7, 000円

別表中第93号を第102号とし、第41号から第92号までを9号ずつ繰り下げ、第40号の次に次の9号を加える。

41	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第9条第1項及び第3項の規定による長期優良住宅建築等計画変更認定申請（譲受人の決定）に対する審査手数料	1件につき2, 200円
42	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第10条の規定による地位承継承認申請に対する審査手数料	1件につき2, 200円
43	都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項	ア 低炭素建築物新築等計画が都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項 (1) 一戸建ての住宅 5, 000円 (2) 住宅用途を含む建築物の住

<p>る法律第53条第1項の規定による低炭素建築物新築等計画認定申請に対する審査手数料（審査1件につき一の建築物ごとに右に掲げる額を合算した額）</p>	<p>各号に掲げる基準に適合していることを示す書類又はこれに類する書類として市長が別に定めるものが提出された場合</p>	<p>宅部分</p> <p>(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 11,000円</p> <p>(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上のもの 23,000円</p> <p>(3) 非住宅用途を含む建築物の非住宅部分</p> <p>(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 11,000円</p> <p>(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上のもの 19,000円</p>
	<p>イ ア以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下この号から第49号までにおいて「省令」という。）第10条第2号イ（1）及びロ（1）に定める基準に適合するもの</p>	<p>(1) 一戸建ての住宅</p> <p>(ア) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 40,000円</p> <p>(イ) 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 44,000円</p> <p>(2) 住宅用途を含む建築物の住宅部分</p> <p>(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 80,000円</p> <p>(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上のもの 135,000円</p>
	<p>ウ ア以外の場合で、省令第</p>	<p>(1) 一戸建ての住宅</p>

<p>10条第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するもの</p>	<p>(ア) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 20,000円</p> <p>(イ) 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 22,000円</p> <p>(2) 住宅用途を含む建築物の住宅部分</p> <p>(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 38,000円</p> <p>(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上のもの 66,000円</p>
<p>エ ア以外の場合で、省令第10条第2号イ(1)及びロ(2)又は同号イ(2)及びロ(1)に定める基準に適合するもの</p>	<p>(1) 一戸建ての住宅</p> <p>(ア) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 29,000円</p> <p>(イ) 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 33,000円</p> <p>(2) 住宅用途を含む建築物の住宅部分</p> <p>(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 59,000円</p> <p>(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上のもの 100,000円</p>
<p>オ ア以外の場合で、省令第10条第1号イ(1)及び</p>	<p>(1) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 26</p>

	ロ (1) に定める基準に適合する非住宅用途を含む建築物の非住宅部分	7, 000円 (2) 床面積の合計が300平方メートル以上のもの 334, 000円
	カ ア以外の場合で、省令第10条第1号イ (2) 及びロ (2) に定める基準に適合する非住宅用途を含む建築物の非住宅部分	(1) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 102, 000円 (2) 床面積の合計が300平方メートル以上のもの 130, 000円
4.4 都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項の規定による低炭素建築物新築等計画変更認定申請に対する審査手数料 (審査1件につき一の建築物ごとに右に掲げる額を合算した額)	ア 変更後の低炭素建築物新築等計画が都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類又はこれに類する書類として市長が別に定めるものが提出された場合	(1) 一戸建ての住宅 2, 500円 (2) 住宅用途を含む建築物の住宅部分 (ア) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 5, 500円 (イ) 床面積の合計が300平方メートル以上のもの 11, 500円 (3) 非住宅用途を含む建築物の非住宅部分 (ア) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 5, 500円 (イ) 床面積の合計が300平方メートル以上のもの 9, 500円
	イ ア以外の場合で、省令第10条第2号イ (1) 及び	(1) 一戸建ての住宅 (ア) 床面積の合計が20

<p>ロ（１）に定める基準に適合するもの</p>	<p>0平方メートル未満のもの 20,000円</p> <p>(イ) 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 22,000円</p> <p>(2) 住宅用途を含む建築物の住宅部分</p> <p>(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 40,000円</p> <p>(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上のもの 67,500円</p>
<p>ウ ア以外の場合で、省令第10条第2号イ（２）及びロ（２）に定める基準に適合するもの</p>	<p>(1) 一戸建ての住宅</p> <p>(ア) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 10,000円</p> <p>(イ) 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 11,000円</p> <p>(2) 住宅用途を含む建築物の住宅部分</p> <p>(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 19,000円</p> <p>(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上のもの 33,000円</p>
<p>エ ア以外の場合で、省令第10条第2号イ（１）及びロ（２）又は同号イ（２）</p>	<p>(1) 一戸建ての住宅</p> <p>(ア) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの</p>

	及びロ（１）に定める基準に適合するもの	<p>14,500円</p> <p>(イ) 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 16,500円</p> <p>(2) 住宅用途を含む建築物の住宅部分</p> <p>(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 29,500円</p> <p>(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上のもの 50,000円</p>
	オ ア以外の場合で、省令第10条第1号イ（１）及びロ（１）に定める基準に適合する非住宅用途を含む建築物の非住宅部分	<p>(1) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 133,500円</p> <p>(2) 床面積の合計が300平方メートル以上のもの 167,000円</p>
	カ ア以外の場合で、省令第10条第1号イ（２）及びロ（２）に定める基準に適合する非住宅用途を含む建築物の非住宅部分	<p>(1) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 51,000円</p> <p>(2) 床面積の合計が300平方メートル以上のもの 65,000円</p>
45	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第	<p>ア 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第29条第3項に規定する他の建築物について、当該建築物が記載された同条第1項に規定する建築物エネ</p> <p>(1) 一戸建ての住宅 5,000円</p> <p>(2) 住宅用途を含む建築物の住宅部分</p> <p>(ア) 床面積の合計（市長が別に定める建築物につい</p>

<p>1項又は第12条第2項の規定による建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料（申請に係る特定建築行為を行おうとする一の建築物ごとに右に掲げる額を合算した額）</p>	<p>ルギー消費性能向上計画が同法第30条第1項の認定又は同法第31条第1項の変更の認定を受けたことを示す書類が提出された場合</p>	<p>ては、共用部分の床面積を除く。以下（イ）、イ(2)及びエ(2)並びに次号ア(2)、イ(2)及びエ(2)並びに第49号ア(2)、イ(2)及びエ(2)において同じ。)が300平方メートル未満のもの 11,000円 (イ) 床面積の合計が300平方メートル以上のもの 23,000円 (3) 非住宅用途を含む建築物の非住宅部分 (ア) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 11,000円 (イ) 床面積の合計が300平方メートル以上のもの 19,000円</p>
	<p>イ ア以外の場合で、省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合するもの</p>	<p>(1) 一戸建ての住宅 (ア) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 40,000円 (イ) 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 44,000円 (2) 住宅用途を含む建築物の住宅部分 (ア) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 80,000円</p>

	(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上のもの 135,000円
ウ ア以外の場合で、省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するもの	(1) 一戸建ての住宅 (ア) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 20,000円 (イ) 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 22,000円 (2) 住宅用途を含む建築物の住宅部分 (ア) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 38,000円 (イ) 床面積の合計が300平方メートル以上のもの 66,000円
エ ア以外の場合で、省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(2)又は同号イ(2)及びロ(1)に定める基準に適合するもの	(1) 一戸建ての住宅 (ア) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 29,000円 (イ) 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 33,000円 (2) 住宅用途を含む建築物の住宅部分 (ア) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 59,000円

		(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上のもの 100,000円
	オ ア以外の場合で、省令第1条第1項第1号イに定める基準に適合するもの	(1) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 267,000円 (2) 床面積の合計が300平方メートル以上のもの 334,000円
	カ ア以外の場合で、省令第1条第1項第1号ロに定める基準に適合するもの	(1) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 102,000円 (2) 床面積の合計が300平方メートル以上のもの 130,000円
46 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第2項又は第12条第3項の規定による計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料	ア 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第29条第3項に規定する他の建築物について、当該建築物が記載された同条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画が同法第30条第1項の認定又は同法第31条第1項の変更の認定を受けたことを示す書類が提出された場合	(1) 一戸建ての住宅 2,500円 (2) 住宅用途を含む建築物の住宅部分 (ア) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 5,500円 (イ) 床面積の合計が300平方メートル以上のもの 11,500円 (3) 非住宅用途を含む建築物の非住宅部分 (ア) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 5,500円

<p>(申請に係る特定建築行為を行おうとする一の建築物ごとに右に掲げる額を合算した額)</p>		<p>(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上のもの 9,500円</p>
	<p>イ ア以外の場合で、省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合するもの</p>	<p>(1) 一戸建ての住宅 (ア) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 20,000円 (イ) 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 22,000円 (2) 住宅用途を含む建築物の住宅部分 (ア) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 40,000円 (イ) 床面積の合計が300平方メートル以上のもの 67,500円</p>
	<p>ウ ア以外の場合で、省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するもの</p>	<p>(1) 一戸建ての住宅 (ア) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 10,000円 (イ) 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 11,000円 (2) 住宅用途を含む建築物の住宅部分 (ア) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 19,000円 (イ) 床面積の合計が300</p>

		0平方メートル以上のもの 33,000円
	エ ア以外の場合で、省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に定める基準と同号イ(2)及びロ(2)に定める基準とを併用するもの	(1) 一戸建ての住宅 (ア) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 14,500円 (イ) 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 16,500円 (2) 住宅用途を含む建築物の住宅部分 (ア) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 29,500円 (イ) 床面積の合計が300平方メートル以上のもの 50,000円
	オ ア以外の場合で、省令第1条第1項第1号イに定める基準に適合するもの	(1) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 133,500円 (2) 床面積の合計が300平方メートル以上のもの 167,000円
	カ ア以外の場合で、省令第1条第1項第1号ロに定める基準に適合するもの	(1) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 51,000円 (2) 床面積の合計が300平方メートル以上のもの 65,000円
47 建築物	ア 建築物エネルギー消費性	(1) 一戸建ての住宅 5,00

<p>のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第29条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請に対する審査手数料（審査1件につき、一の建築物ごとに右に掲げる額を合算した額）</p>	<p>能向上計画が建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第30条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類又はこれに類する書類として市長が別に定めるものが提出された場合</p>	<p>0円</p> <p>(2) 住宅用途を含む建築物の住宅部分</p> <p>(ア) 床面積の合計（市長が別に定める建築物については、共用部分の床面積を除く。（イ）、イ(2)及びエ(2)並びに次号ア(2)、イ(2)及びエ(2)において同じ。）が300平方メートル未満のもの 11,000円</p> <p>(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上のもの 23,000円</p> <p>(3) 非住宅用途を含む建築物の非住宅部分</p> <p>(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 11,000円</p> <p>(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上のもの 19,000円</p>
	<p>イ ア以外の場合で、省令第10条第2号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合するもの</p>	<p>(1) 一戸建ての住宅</p> <p>(ア) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 40,000円</p> <p>(イ) 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 44,000円</p> <p>(2) 住宅用途を含む建築物の住宅部分</p>

	<p>(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 80,000円</p> <p>(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上のもの 135,000円</p>
<p>ウ ア以外の場合で、省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するもの</p>	<p>(1) 一戸建ての住宅</p> <p>(ア) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 20,000円</p> <p>(イ) 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 22,000円</p> <p>(2) 住宅用途を含む建築物の住宅部分</p> <p>(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 38,000円</p> <p>(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上のもの 66,000円</p>
<p>エ ア以外の場合で、省令第10条第2号イ(1)及びロ(2)又は同号イ(2)及びロ(1)に定める基準に適合するもの</p>	<p>(1) 一戸建ての住宅</p> <p>(ア) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 29,000円</p> <p>(イ) 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 33,000円</p> <p>(2) 住宅用途を含む建築物の住宅部分</p>

		(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 59,000円 (イ) 床面積の合計が300平方メートル以上のもの 100,000円
	オ ア以外の場合で、省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合する非住宅用途を含む建築物の非住宅部分	(1) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 267,000円 (2) 床面積の合計が300平方メートル以上のもの 334,000円
	カ ア以外の場合で、省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合する非住宅用途を含む建築物の非住宅部分	(1) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 102,000円 (2) 床面積の合計が300平方メートル以上のもの 130,000円
48 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第31条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請	ア 変更後の建築物エネルギー消費性能向上計画が建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第30条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類又はこれに類する書類として市長が別に定めるものが提出された場合	(1) 一戸建ての住宅 2,500円 (2) 住宅用途を含む建築物の住宅部分 (ア) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 5,500円 (イ) 床面積の合計が300平方メートル以上のもの 11,500円 (3) 非住宅用途を含む建築物の非住宅部分

<p>に対する審査手数料 (審査1件につき、一の建築物ごとに右に掲げる額を合算した額。ただし、新たに追加される建築物については、前号に定める額とする。)</p>		<p>(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 5,500円 (イ) 床面積の合計が300平方メートル以上のもの 9,500円</p>
	<p>イ ア以外の場合で、省令第10条第2号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合するもの</p>	<p>(1) 一戸建ての住宅 (ア) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 20,000円 (イ) 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 22,000円 (2) 住宅用途を含む建築物の住宅部分 (ア) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 40,000円 (イ) 床面積の合計が300平方メートル以上のもの 67,500円</p>
	<p>ウ ア以外の場合で、省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するもの</p>	<p>(1) 一戸建ての住宅 (ア) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 10,000円 (イ) 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 11,000円 (2) 住宅用途を含む建築物の住宅部分 (ア) 床面積の合計が300</p>

	<p>0平方メートル未満のもの 19,000円</p> <p>(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上のもの 33,000円</p>
<p>エ ア以外の場合で、省令第10条第2号イ(1)及びロ(2)又は同号イ(2)及びロ(1)に定める基準に適合するもの</p>	<p>(1) 一戸建ての住宅</p> <p>(ア) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 14,500円</p> <p>(イ) 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 16,500円</p> <p>(2) 住宅用途を含む建築物の住宅部分</p> <p>(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 29,500円</p> <p>(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上のもの 50,000円</p>
<p>オ ア以外の場合で、省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合する非住宅用途を含む建築物の非住宅部分</p>	<p>(1) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 133,500円</p> <p>(2) 床面積の合計が300平方メートル以上のもの 167,000円</p>
<p>カ ア以外の場合で、省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合する非住宅用途を含む建</p>	<p>(1) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 51,000円</p> <p>(2) 床面積の合計が300平方</p>

	建築物の非住宅部分	メートル以上のもの 65,000円
49 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第13条の規定による軽微な変更に該当していることを証する書面の交付の申請手数料（申請に係る特定建築行為を行おうとする一の建築物ごとに右に掲げる額を合算した額）	ア 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第29条第3項に規定する他の建築物について、当該建築物が記載された同条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画が同法第30条第1項の認定又は同法第31条第1項の変更の認定を受けたことを示す書類が提出された場合	(1) 一戸建ての住宅 2,500円 (2) 住宅用途を含む建築物の住宅部分 （ア） 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 5,500円 （イ） 床面積の合計が300平方メートル以上のもの 11,500円 (3) 非住宅用途を含む建築物の非住宅部分 （ア） 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 5,500円 （イ） 床面積の合計が300平方メートル以上のもの 9,500円
	イ ア以外の場合で、省令第1条第1項第2号イ（1）及びロ（1）に定める基準に適合するもの	(1) 一戸建ての住宅 （ア） 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 20,000円 （イ） 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 22,000円 (2) 住宅用途を含む建築物の住宅部分 （ア） 床面積の合計が300平方メートル未満のもの

	<p>40,000円</p> <p>(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上のもの</p> <p>67,500円</p>
<p>ウ ア以外の場合で、省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するもの</p>	<p>(1) 一戸建ての住宅</p> <p>(ア) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの</p> <p>10,000円</p> <p>(イ) 床面積の合計が200平方メートル以上のもの</p> <p>11,000円</p> <p>(2) 住宅用途を含む建築物の住宅部分</p> <p>(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの</p> <p>19,000円</p> <p>(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上のもの</p> <p>33,000円</p>
<p>エ ア以外の場合で、省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(2)又は同号イ(2)及びロ(1)に定める基準に適合するもの</p>	<p>(1) 一戸建ての住宅</p> <p>(ア) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの</p> <p>14,500円</p> <p>(イ) 床面積の合計が200平方メートル以上のもの</p> <p>16,500円</p> <p>(2) 住宅用途を含む建築物の住宅部分</p> <p>(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの</p> <p>29,500円</p>

		(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上のもの 50,000円
	オ ア以外の場合で、省令第1条第1項第1号イに定める基準に適合するもの	(1) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 133,500円 (2) 床面積の合計が300平方メートル以上のもの 167,000円
	カ ア以外の場合で、省令第1条第1項第1号ロに定める基準に適合するもの	(1) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 51,000円 (2) 床面積の合計が300平方メートル以上のもの 65,000円

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の秩父市手数料徴収条例（以下「改正後の条例」という。）別表第10号（次項に掲げるものを除く。）、第11号（アの規定に限る。）及び第45号の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の申請に係る手数料について適用し、同日前にされた申請に係る手数料については、なお従前の例による。
- 3 改正後の条例別表第10号（建築物の計画の変更に係るものに限る。）、第11号（イ及びウの規定に限る。）、第16号及び第18号の規定は、施行日以後に確認済証の交付を受けた者が同日以後に建築物の建築、大規模の修繕若しくは大規模の模様替の工事に着手するものに関する申請に係る手数料について適用し、同日前に建築物の建築工事に着手するものに関する申請に係る手数料については、なお従前の例による。

令和7年2月26日提出

秩父市長 北堀 篤

提案理由

建築基準法及び建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律の一部改正に伴い、既存の手数料の変更及び新たな事務の手数料を定めるほか、所要の改正を行いたいため。

議案第16号

秩父市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

秩父市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成17年秩父市条例第58号）の一部を次のように改正する。

別表第13号中「7,500円」を「9,000円」に、「4,000円」を「5,000円」に、「3,500円」を「4,000円」に、

「
救急外来診療（患者が当該救急外来診療に引き続き入院となった場合に限る。）1回につき5,000円。ただし、同時に担当する診療科目が次の(1)から(3)までのうちのいずれか2に該当する場合にあっては勤務1回につき20,000円、いずれにも該当する場合にあっては勤務1回につき30,000円を加算した額とする。
(1) 内科、循環器内科又は消化器内科
(2) 小児科
(3) 外科、泌尿器科、脳神経外科、整形外科又は麻酔科
」を

「
救急外来診療（患者が当該救急外来診療に引き続き入院となった場合に限る。）1回につき5,000円
同時に担当する診療科目が次の(1)から(3)までのうちのいずれか二に該当する場合にあっては勤務1回につき20,000円、いずれにも該当する場合にあっては勤務1回につき30,000円とする。ただし、2人の医師で次の(1)から(3)までの診療科目を担当する場合にあっては、勤務1回につき10,000円とする。
(1) 内科、循環器内科又は消化器内科
(2) 小児科
(3) 外科、泌尿器科、脳神経外科、整形外科又は麻酔科
」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

令和7年2月26日提出

秩 父 市 長 北 堀 篤

提案理由

救急及び夜間医療に従事する医師、看護師等の処遇改善を図りたいため。

議案第 17 号

令和 6 年度秩父市一般会計補正予算（第 7 回）

令和 6 年度秩父市一般会計補正予算（第 7 回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 193,924 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 32,719,159 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（継続費）

第 2 条 継続費の廃止は、「第 2 表 継続費補正」による。

（債務負担行為）

第 3 条 債務負担行為の変更は、「第 3 表 債務負担行為補正」による。

（繰越明許費）

第 4 条 繰越明許費の追加は、「第 4 表 繰越明許費補正」による。

（地方債）

第 5 条 地方債の追加及び変更は、「第 5 表 地方債補正」による。

令和 7 年 2 月 26 日提出

秩 父 市 長 北 堀 篤

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 市 税		8,598,404	239,802	8,358,602
	1 市 民 税	3,105,592	239,802	2,865,790
2 地方譲与税		312,940	11,536	324,476
	3 森林環境譲与税	91,940	11,536	103,476
6 法人事業税交付金		110,000	20,000	130,000
	1 法人事業税交付金	110,000	20,000	130,000
10 地方特例交付金		45,000	257,123	302,123
	1 地方特例交付金	45,000	249,700	294,700
	2 新型コロナウイルス 感染症対策地方 税減収補填特別交 付金	0	7,423	7,423
11 地方交付税		7,196,366	324,758	7,521,124
	1 地方交付税	7,196,366	324,758	7,521,124
15 国庫支出金		4,767,302	105,958	4,873,260
	1 国庫負担金	3,394,297	29,805	3,424,102
	2 国庫補助金	1,361,435	76,153	1,437,588
16 県支出金		1,910,364	56,405	1,853,959
	1 県負担金	1,208,439	1,169	1,207,270
	2 県補助金	553,854	42,681	511,173
	3 委 託 金	148,071	12,555	135,516
17 財産収入		170,096	21,112	148,984
	1 財産運用収入	127,401	6,252	133,653
	2 財産売払収入	42,695	27,364	15,331
18 寄 附 金		236,402	15,000	251,402
	1 寄 附 金	236,402	15,000	251,402
19 繰 入 金		3,355,602	657,505	2,698,097
	1 繰 入 金	3,355,602	657,505	2,698,097
21 諸 収 入		597,272	25,025	622,297
	2 市預金利子	1,132	2,648	3,780
	3 貸付金元利収入	97,100	29,000	126,100
	4 受託事業収入	84,887	2,254	82,633
	5 雑 入	408,653	4,369	404,284
22 市 債		1,408,203	21,500	1,429,703
	1 市 債	1,408,203	21,500	1,429,703
歳 入	合 計	32,913,083	193,924	32,719,159

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		4,286,008	139,172	4,146,836
	1 総務管理費	3,703,128	122,021	3,581,107
	2 徴 税 費	331,698	2,846	328,852
	3 戸籍住民基本台帳 費	156,925	1,750	155,175
	4 選 挙 費	71,663	12,002	59,661
	5 統計調査費	6,733	553	6,180
3 民生費		12,213,781	23,504	12,190,277
	1 社会福祉費	6,197,043	23,580	6,220,623
	2 児童福祉費	4,835,483	118,563	4,716,920
	3 生活保護費	1,163,284	71,479	1,234,763
4 衛生費		3,885,831	5,710	3,880,121
	1 保健衛生費	1,311,285	2,537	1,308,748
	2 病院事業費	450,678	1,527	449,151
	4 上水道費	1,361,756	1,646	1,360,110
5 労働費		92,499	2,200	90,299
	1 労働諸費	92,499	2,200	90,299
6 農林水産業費		841,947	435	841,512
	1 農 業 費	414,824	12,752	427,576
	2 林 業 費	427,123	13,187	413,936
7 商工費		805,710	13,700	819,410
	1 商 工 費	805,710	13,700	819,410
8 土木費		2,664,168	93,728	2,570,440
	1 土木管理費	209,159	5,970	203,189
	2 道路橋りょう費	1,053,772	48,101	1,005,671
	3 河 川 費	68,435	5,090	63,345
	4 都市計画費	1,193,698	34,567	1,159,131
9 消防費		1,168,781	48,622	1,217,403
	1 消 防 費	1,168,781	48,622	1,217,403
10 教育費		2,822,058	32,127	2,789,931
	1 教育総務費	626,031	2,500	623,531
	2 小学校費	524,560	2,976	521,584
	3 中学校費	278,263	1,587	276,676
	5 社会教育費	473,241	671	472,570
	6 保健体育費	873,546	24,393	849,153
12 公債費		2,314,167	17	2,314,150
	1 公 債 費	2,314,167	17	2,314,150

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
13 諸支出金		1,520,854	41,320	1,562,174
	1 基金費	1,520,854	41,320	1,562,174
14 予備費		85,135	673	84,462
	1 予備費	85,135	673	84,462
歳出	合計	32,913,083	193,924	32,719,159

第 2 表 継続費補正

(廃止)

款	項	事業名
4 衛生費	2 病院事業費	市立病院建設準備事業

(単位：千円)

補正前			補正後		
総 額	年 度	年 割 額	総 額	年 度	年 割 額
11,000	令和6年度	7,000	—	—	—
	令和7年度	4,000		—	—

第 3 表 債務負担行為補正

(変更)

事 項	補正前	
	期 間	限 度 額
太陽光発電設備借上料 (本庁舎・市民会館)	令和7年度から 令和16年度まで	93,007

(単位：千円)

補正後	
期 間	限 度 額
令和7年度から 令和17年度まで	93,007

第 4 表 繰越明許費補正

(追加)

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
2 総務費	1 総務管理費	運転免許返納事業	1,677
	3 戸籍住民基本台帳費	マイナンバーカード特急発行対応事業	440
3 民生費	1 社会福祉費	物価高騰対応給付金支給事業	45,300
		障害者自動車免許取得事業	240
	2 児童福祉費	保育所等物価高騰対策事業	3,118
		私立学童保育室物価高騰対策事業	106
4 衛生費	1 保健衛生費	新型コロナウイルスワクチン接種事業	109,420
		出産・子育て応援交付金事業	2,515
		地域再エネ等導入推進事業	21,550
	2 病院事業費	市立病院繰出事業	13,173
	4 上水道事業費	上水道出資事業	186,900
6 農林水産業費	1 農業費	肥料価格高騰緊急対策事業	21,800
		畜産飼料価格高騰緊急対策事業	24,000
	2 林業費	集約林地測量及び資源調査事業	6,094
		森林整備補助事業	24,242
		森林管理道大達原線改良事業	6,100
7 商工費	1 商工費	原油高騰対策事業	15,000
		省エネ設備更新補助事業	15,000
		大滝温泉遊湯館岩風呂改修事業	4,180
		道の駅あらかわトイレ改修事業	5,000
8 土木費	2 道路橋りょう費	高篠 3 号線用地等取得事業	6,246
		高篠 7 号線用地等取得事業	27,991
		荒川幹線 1 2 0 号線用地等取得事業	7,000
		大滝幹線 1 7 号線新設改良事業	19,100
		原谷 2 9 6 号線新設改良事業	6,700
		荒川幹線 3 号線新設改良事業	15,400
		荒川上田野 9 7 号線新設改良事業	5,300
		下川橋補修事業	20,000
		三十槌橋補修事業	43,000
		無名 1 5 8 号橋上部工架替事業	13,400
	4 都市計画費	上町まちづくり景観計画作成事業	13,068
		ミュージックパークスポーツの森駐車場等改修事業	145,700
		ミュージックパークスポーツの森管理施設更新事業	25,700
		ミュージックパークスポーツの森電気施設更新事業	10,000
		ミュージックパークゲートハウス棟改修事業	40,900

款	項	事業名	金額
		ちちぶキッズパーク園路改修事業	32,000
		芝桜対策事業	21,450
		芝桜料金徴収事業	1,253
		芝桜対策設備整備事業	11,200
9 消防費	1 消防費	地域防災緊急整備事業	60,550
10 教育費	2 小学校費	小学校施設改修事業	1,910
		原谷小学校校舎・体育館大規模改造事業	23,000
	4 幼稚園費	旧荒川幼稚園敷地整備事業	13,577
	5 社会教育費	秩父図書館空調機更新事業	5,016
	6 保健体育費	別所運動公園競技場野球場改修事業	13,660

第 5 表 地方債補正

(追加及び変更)

起債の目的	補正前		
	限度額	起債の方法	利率
7 消防ポンプ自動車等整備事業費	17,900	普通貸借又は証券発行	年5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)
8 災害用トイレ設置事業費	30,000		
11 地域防災緊急整備事業費	0		

(単位：千円)

償還の方法	補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。	16,400	補正前に同じ。		
	22,800			
	30,200			

議案第18号

令和6年度秩父市国民健康保険特別会計補正予算（第4回）

令和6年度秩父市国民健康保険特別会計補正予算（第4回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,037千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,743,429千円とする。

2 事業勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年2月26日提出

秩父市長 北堀篤

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入(事業勘定)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4 県支出金		4,896,738	4,830	4,891,908
	1 県補助金	4,896,737	4,830	4,891,907
6 繰入金		754,059	6,867	760,926
	1 他会計繰入金	754,059	6,867	760,926
歳入合計		6,741,392	2,037	6,743,429

2 歳 出(事業勘定)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 保険給付費		4,817,977	1,500	4,816,477
	4 出産育児諸費	15,007	2,000	13,007
	5 葬祭諸費	6,500	500	7,000
6 諸支出金		32,465	27,765	60,230
	1 償還金及還付加算金	8,500	27,765	36,265
7 予 備 費		59,129	24,228	34,901
	1 予 備 費	59,129	24,228	34,901
歳 出 合 計		6,741,392	2,037	6,743,429

議案第19号

令和6年度秩父市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2回）

令和6年度秩父市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ15,163千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ984,677千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年2月26日提出

秩 父 市 長 北 堀 篤

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 繰入金		217,882	15,163	202,719
	1 他会計繰入金	217,882	15,163	202,719
歳入	合計	999,840	15,163	984,677

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 後期高齢者医療広 域連合納付金		997,530	15,163	982,367
	1 後期高齢者医療広 域連合納付金	997,530	15,163	982,367
歳 出	合 計	999,840	15,163	984,677

議案第20号

令和6年度秩父市介護保険特別会計補正予算（第4回）

令和6年度秩父市介護保険特別会計補正予算（第4回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ76,415千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,198,777千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年2月26日提出

秩 父 市 長 北 堀 篤

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 国庫支出金		1,591,804	17,989	1,609,793
	1 国庫負担金	1,119,095	15,770	1,134,865
	2 国庫補助金	472,709	2,219	474,928
3 支払基金交付金		1,783,471	23,112	1,806,583
	1 支払基金交付金	1,783,471	23,112	1,806,583
4 県支出金		977,705	14,345	992,050
	1 県負担金	938,673	15,950	954,623
	2 県補助金	39,032	1,605	37,427
5 財産収入		11	374	385
	1 財産運用収入	11	374	385
6 繰入金		1,269,715	20,595	1,290,310
	1 一般会計繰入金	1,099,715	10,595	1,110,310
	2 基金繰入金	170,000	10,000	180,000
歳入合計		7,122,362	76,415	7,198,777

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 保険給付費		6,331,600	97,600	6,429,200
	1 介護サービス等諸費	5,749,000	155,000	5,904,000
	2 予防サービス等諸費	184,800	5,400	179,400
	5 特定入所者介護サービス等諸費	234,100	52,000	182,100
3 地域支援事業費		292,468	12,000	280,468
	1 介護予防・生活支援サービス事業費	236,565	12,000	224,565
4 基金積立金		94,182	374	94,556
	1 基金積立金	94,182	374	94,556
6 予 備 費		11,486	9,559	1,927
	1 予 備 費	11,486	9,559	1,927
歳 出	合 計	7,122,362	76,415	7,198,777

議案第 21 号

令和 6 年度秩父市駐車場事業特別会計補正予算（第 2 回）

令和 6 年度秩父市駐車場事業特別会計補正予算（第 2 回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第 1 条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 213 条第 1 項の規定により、翌年度に繰越して使用することができる経費は、「第 2 表 繰越明許費」による。

令和 7 年 2 月 26 日提出

秩 父 市 長 北 堀 篤

第 1 表 歳出予算補正

1 歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 駐車場費		60,538	2,500	58,038
	1 事業費	60,538	2,500	58,038
2 予備費		109,565	2,500	112,065
	1 予備費	109,565	2,500	112,065
歳出合計		170,103	0	170,103

第 2 表 繰越明許費

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
1 駐車場費	1 事業費	三峰駐車場用地測量事業	13,200

議案第22号

令和6年度秩父市立病院事業会計補正予算（第4回）

第1条 令和6年度秩父市立病院事業会計の補正予算（第4回）は、次に定めるところによる。

第2条 令和6年度秩父市立病院事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
	収	入	
第1款 病院事業収益	3,129,970 千円	42,539 千円	3,172,509 千円
第2項 医業外収益	260,402 千円	42,539 千円	302,941 千円
	支	出	
第1款 病院事業費用	3,404,651 千円	△54,971 千円	3,349,680 千円
第1項 医業費用	3,356,609 千円	△54,971 千円	3,301,638 千円

第3条 予算第10条に定めた一般会計から補助を受ける金額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
（1）救急医療等			
負担金・補助金	402,606 千円	8 千円	402,614 千円

令和7年2月26日提出

秩 父 市 長 北 堀 篤

議案第23号

令和6年度秩父市下水道事業会計補正予算（第4回）

第1条 令和6年度秩父市下水道事業会計の補正予算（第4回）は、次に定めるところによる。

第2条 令和6年度秩父市下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

（項 目）	（補 正 前）	（補 正 後）
（1）公共下水道事業		
ハ 主要な建設改良事業		
管路建設事業	25,000 千円	5,000 千円
管路改築事業	365,150 千円	179,397 千円
処理場改築事業	48,600 千円	11,600 千円
（2）農業集落排水事業		
ハ 主要な建設改良事業		
管路改築事業	1,360 千円	370 千円
（3）戸別合併処理浄化槽事業		
ハ 主要な建設改良事業		
浄化槽設置事業	112,886 千円	50,188 千円

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
	収 入		
第1款 公共下水道事業収益	1,124,513 千円	△22,829 千円	1,101,684 千円
第2項 営業外収益	562,870 千円	△22,829 千円	540,041 千円
第2款 農業集落排水事業収益	189,668 千円	△2,333 千円	187,335 千円
第2項 営業外収益	162,720 千円	△2,333 千円	160,387 千円
第3款 戸別合併処理浄化槽事業収益	186,764 千円	△9,439 千円	177,325 千円
第1項 営業収益	33,036 千円	△196 千円	32,840 千円
第2項 営業外収益	153,727 千円	△9,243 千円	144,484 千円
	支 出		
第1款 公共下水道事業費用	1,080,175 千円	△22,977 千円	1,057,198 千円
第1項 営業費用	1,030,033 千円	△26,577 千円	1,003,456 千円
第2項 営業外費用	49,542 千円	3,600 千円	53,142 千円

第2款 農業集落排水事業費用	187,471千円	△10,972千円	176,499千円
第1項 営業費用	174,871千円	△10,972千円	163,899千円
第3款 戸別合併処理浄化槽事業費用	169,640千円	△23,294千円	146,346千円
第1項 営業費用	153,394千円	△23,947千円	129,447千円
第3項 特別損失	2,830千円	653千円	3,483千円

第4条 予算第4条本文括弧書中「不足する額 401,977千円」を「不足する額 419,736千円」に、「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 6,570千円、引継金 84,547千円、当年度分損益勘定留保資金 249,251千円、減債積立金 61,609千円」を「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 5,419千円、引継金 90,830千円、当年度分損益勘定留保資金 248,261千円、減債積立金 75,226千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
収 入			
第1款 公共下水道事業資本的収入	530,343千円	△255,219千円	275,124千円
第1項 企業債	396,300千円	△200,000千円	196,300千円
第4項 国庫補助金	108,205千円	△55,219千円	52,986千円
第3款 戸別合併処理浄化槽事業資本的収入	118,848千円	△68,822千円	50,026千円
第1項 企業債	65,100千円	△35,400千円	29,700千円
第2項 負担金及び分担金	10,120千円	△5,690千円	4,430千円
第3項 国庫補助金	37,628千円	△24,432千円	13,196千円
第4項 県補助金	6,000千円	△3,300千円	2,700千円
支 出			
第1款 公共下水道事業資本的支出	834,115千円	△242,753千円	591,362千円
第1項 建設改良費	452,790千円	△242,753千円	210,037千円
第2款 農業集落排水事業資本的支出	69,344千円	△990千円	68,354千円
第1項 建設改良費	17,770千円	△990千円	16,780千円
第3款 戸別合併処理浄化槽事業資本的支出	155,447千円	△62,539千円	92,908千円
第1項 建設改良費	112,886千円	△62,698千円	50,188千円
第4項 国庫補助金返還金	0千円	159千円	159千円

第5条 予算第6条に定めた起債の限度額「346,300千円」を「146,300千円」に、「65,100千円」を「29,700千円」に改める。

令和7年2月26日提出

秩 父 市 長 北 堀 篤

議案第24号

令和7年度秩父市一般会計予算

令和7年度秩父市一般会計予算は、別冊の定めるところによる。

令和7年2月26日提出

秩 父 市 長 北 堀 篤

議案第25号

令和7年度秩父市国民健康保険特別会計予算

令和7年度秩父市国民健康保険特別会計予算は、別冊の定めるところによる。

令和7年2月26日提出

秩 父 市 長 北 堀 篤

議案第26号

令和7年度秩父市後期高齢者医療特別会計予算

令和7年度秩父市後期高齢者医療特別会計予算は、別冊の定めるところによる。

令和7年2月26日提出

秩 父 市 長 北 堀 篤

議案第 27 号

令和 7 年度秩父市介護保険特別会計予算

令和 7 年度秩父市介護保険特別会計予算は、別冊の定めるところによる。

令和 7 年 2 月 26 日提出

秩 父 市 長 北 堀 篤

議案第 28 号

令和 7 年度秩父市公設地方卸売市場特別会計予算

令和 7 年度秩父市公設地方卸売市場特別会計予算は、別冊の定めるところによる。

令和 7 年 2 月 26 日提出

秩 父 市 長 北 堀 篤

議案第 29 号

令和 7 年度秩父市駐車場事業特別会計予算

令和 7 年度秩父市駐車場事業特別会計予算は、別冊の定めるところによる。

令和 7 年 2 月 26 日提出

秩 父 市 長 北 堀 篤

議案第30号

令和7年度秩父市立病院事業会計予算

令和7年度秩父市立病院事業会計予算は、別冊の定めるところによる。

令和7年2月26日提出

秩 父 市 長 北 堀 篤

議案第 31 号

令和 7 年度秩父市下水道事業会計予算

令和 7 年度秩父市下水道事業会計予算は、別冊の定めるところによる。

令和 7 年 2 月 26 日提出

秩 父 市 長 北 堀 篤